



巻頭言

三重大学医師会も一丸となって 2024年問題に取り組んでまいります

三重大学病院長

三重大学医師会長 池田 智 明

2022年4月から、三重大学病院長として就任いたしました、池田智明と申します。2011年9月から、三重大学医学系研究科産科婦人科学の教授として勤務して以来、10年半にわたって、同教室で教育、研究、診療を行ってきました。この間、三重県医師会の中において、母子・乳幼児保健関係で、みえ出産前後からの親子支援事業、妊産婦健康診査事業などに関わってまいりました。また、二井 栄先生には、赴任当時から三重大学産科婦人科学教室同門会会長や三重県産婦人科医会会長の立場でご指導をいただいております。さらに今回は三重県医師会会長と三重大学医師会としてご縁をいただいたことを、喜んでおります。さて、私の任期は、2022年4月から2025年3月の予定ですが、この間に医療制度は大きく変化します。この変化に対して、三重大学病院も三重県医師会や三重県と歩調をあわせて対応したいと考えております。

(1) 働き方改革

医師の働き方改革は、健康確保のために労働時間短縮をめざしたもので2024年4月から施行されます。医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するための役割がある大学病院が関わってくるのは「連携B水準」であり、派遣先との通算で「年1860時間」の上限が適用されます。また、28時間までの連続勤務時間制限と9時間以上の勤務間インターバルが課されています。これでは、外勤後の大学病院での手術などができない場合が想定され、地域医療への影響が懸念されます。現在、大学病院勤務者の実態を把握しています。また、それぞれの医局の実情を知るために、統括医長（医局長）会議を再開し、また、タスクシフト・シェアのワーキンググループを作り対応したいと考えています。ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

(2) 地域医療計画

地域医療計画は、病院の機能を明確にしたうえで、連携を強化するというもので、戦争直後に生まれた団塊の世代が75歳となる2025年度がその目安です。三重県の2025年の必要病床数は、13,584床ですが、2016年の病床報告数の16,374床から2,790床を減少させる計画です。また、その内訳も、高度急性期1,422床、急性期4,259床、回復期4,378床、慢性期3,525床とし、2016年と比べて、高度急性期 -1,237床、急性期 -3,971床、回復期 +2,624床、慢性期 -755床と、高度急性期と急性期を合わせて5,208床を、回復期に移行するか削減するというものです。地域医療計画調整会議が開かれていますが、大学病院の役割は、良医の育成とともに高度急性期医療を充実して、ご紹介を断らないであり、この方向で進めてまいります。

(3) 2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定に向けて

2022年の診療報酬改定は、感染症対策向上加算が新設され、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症パンデミックの経験から、感染症対策を充実させた医療施設へ手厚い配分となりました。また、医療施設への役割分担を一層明確にするため、急性期充実体制加算と重症患者対応体制強化加算を新設し、急性期・高度急性期に力を入れる施設を優遇しました。2024年には、3年毎改定の介護報酬との同時改定となりますが、被介護者の1割負担を2割負担にするなど、医療費の増加を抑えることが主眼となるものと予想されます。三重大学病院は特定機能病院としての、高度急性期・急性期を提供するために、先生方との連携を積極的に促進させていただくことを第一に考えております。

また、医師養成の上で、保険診療の正しい知識を習得することも極めて重要です。臨床麻酔部の不正請求事件で、現在、三重大学は毎月、厚生局から監査を受けている状態です。三重県医師会からは、二井 栄会長はじめ多くの先生方に、毎回立ち会っていただいております。大変感謝しております。この危機感を病院全職員で共有し、正しい保険診療を行うことを、三重大学病院全体で取り組んでまいります。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応

COVID-19感染症は、100年に一度のパンデミックでわれわれの生活様式を変えてしまいました。これまで、三重県では約5万人の感染者と約250人の死者がでています。三重大学病院は、重症者を受け入れる施設として機能し、入院体制では、最も病原性の強いデルタ株の流行による第5波で、重症に対応するために16床、軽症から

中等症のために20床、最大計36床を確保しました。三重県内全体の約60%である約60例の重症患者さんを受け入れ、ECMOを始めとした集中治療にあたってまいりました。また、県、医師会、他地域からの要請により医療者の派遣、ワクチン接種などを行ってきました。2022年度は、ワクチン接種の広がりと内服初期治療の充実により、インフルエンザと同様の扱いとなる方向で進むと思いますが、これまでどおりの貢献を行って参ります。

私が在職する2022年4月から向こう3年間は、以上述べてまいりました4項目を中心に、わが国の医療の分岐点となる大切な時期です。三重県医師会の分科会としての三重大学医師会が、先生方のご指導をいただきながら、発展していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには医療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。

日本医師会